

姫路市が発注する建築及び設備工事における週休2日制事務取扱要領

1 目的

この要領は、建設業における労働環境の改善や、将来の担い手の育成・確保を図るための取り組みとして、週休2日の定着と働き方改革を推進することを目的に、姫路市が発注する建築工事、電気設備工事並びに機械設備工事の週休2日制を実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) 週休2日

現場稼働中の工期において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

現場着手日から現場完成日までの期間をいう。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間（施設運営上のやむを得ない事情や緊急対応等によるもの）は含まない。

(3) 現場着手日

現場施工に着手した日（現場に継続的に常駐した最初の日）をいう。その前の期間は準備期間とみなし、対象期間に含めない。

(4) 現場完成日

工事目的物の施工に係る現場作業が完了した日をいう。

(5) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。

(6) 現場休息

分離発注工事の場合に各発注工事単位で、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して工事に係る作業を一切実施しない状態をいう。

(7) 週休2日以上の日

① 完全週休2日（土日）以上とは、対象期間内の全ての週（原則として、土曜日から金曜日までの7日間とする。以下同じ。）ごとに現場閉所（現場休息）日数が2日以上水準に達する状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っていれば、達成しているとみなす。

② 月単位の4週8休以上とは、対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）日数の割合（以下「週休2日制の達成率」という。）が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

③ 通期の4週8休以上とは、対象期間内の週休2日制の達成率が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、週休2日制の達成率の算出において、週休2日には現場閉所日数に加えて現場休息日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の現場閉所（現場休息）日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）日数に含めるものとする。

3 週休2日制

1) 対象工事

原則として、姫路市が入札で発注する建築工事、電気設備工事並びに機械設備工事を対象とする。

<対象外工事>

- ①単価契約による工事、災害に伴う緊急対応工事及び応急工事
- ②現地作業が1週間に満たない工事
- ③社会的な要請により早期の完了が望まれる工事（早期復旧、緊急補修等）
- ④現場条件上、時間的な制約のある工事（対外的な条件による施工期間の制約）
- ⑤その他、正当な理由により週休2日制に適さないと発注者が判断する工事

2) 発注方法

一つの工事現場で複数の工事が分離発注される場合は、要領改正後に発注した工事については、要領改正前に発注した工事と同一の発注方法と補正率とする。

3) 実施方法

- (1) 発注者は、入札公告時に、週休2日制の対象であることを特記仕様書に明記する。
- (2) 受注者は、対象期間において週休2日を反映させた総合施工計画書を現場着手前に監督員に提出する。なお、建設業の働き方改革を推進する観点から、受注者は完全週休2日（土日）の現場閉所（現場休息）が達成できるよう努めるものとする。
- (3) 受注者は、月末までに翌月の現場閉所（現場休息）日を記載した「休日取得計画書（様式1）」を監督員に提出し、監督員は定期的に対象期間内に現場閉所（現場休息）の実施状況を確認する。
- (4) 受注者は、毎月、作業月の5日後をめどに先月の「週休2日履行報告書（様式2）」及び「休日取得実績報告書（様式2-1）」により監督員に報告し、監督員は両報告書により週休2日の実施状況を確認する。
- (5) 受注者は、現場閉所（現場休息）日を予定日以外の日に振り替えることができる。
- (6) 受注者は、現場閉所（現場休息）日の振替を行う場合、事前に振替日を記載した書面により監督員に通知する。現場閉所（現場休息）日は、週休2日を基本とし、振替日は完全週休2日（土日）にあっては同一週内、その他の週休2日にあっては作業日のあとの4週間以内の期間で設定することを原則とする。
- (7) 受注者は下請企業に対し、週休2日制の取組みにあたり、必要な事項について協力を求める。
- (8) 受注者の作業員や下請け企業が現場閉所（現場休息）日に他の現場に従事することを制限しない。
- (9) 現場代理人等（監理技術者、主任技術者、監理技術者補佐）が現場閉所（現場休息）日に書類作成等の内業を行うこと、他の現場に従事することを制限しない。但し、専任の者である場合、他の現場に従事しないこと。
- (10) 監督員は適切な工期設定を行うとともに、受注者の工程管理に支障をきたさないように、ワンデーレスポンスに努める。
- (11) 監督員は、緊急時等やむを得ない場合を除き、計画された休日に作業が発生するような指示を行わない。

いものとする。

- (12) 監督員は、統括安全衛生責任者を選任している場合で、その者が職務を行うことができないときは、労働安全衛生法等の規定に基づき、代理者を選任しなければならないことから、「実施工程表」等を受注者から受領した際に、統括安全衛生責任者を選任している受注者が現場閉所（現場休息）日となる場合の体制について必要な調整を行う。

4) 工事成績評価

週休2日制の達成率に応じて工事成績を評価する。

（考査項目別運用表の「主任監督員及び総括監督員の工程管理」にて評価）

《週休2日制の達成率の算定方法》（完全週休2日（土日）を除く）

現場閉所（現場休息）日数を対象期間中の全日数で除し、少数点以下第2位を四捨五入する。

明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合は、考査項目別運用表の「担当課長（総括監督員）の法令遵守等」で減点措置を行う。

6) 週休2日制の取組みの現場掲示

受注者は、週休2日制実施工事である旨を工事現場の仮囲い等の外部からよく見える場所に掲示するものとする。

※ 記載例（参考様式）

この工事は、
週休2日対象工事です
建設産業の労働条件を改善するため、
週休2日確保に取り組んでいます。

※ サイズ A3以上

※ 上記は記載例であり、文面を指定するものではない。

附則

この要領は、令和8年8月1日以降に公告又は指名通知した工事から適用する。